

豊後高田昭和の町創業支援施設入居者募集要項

1 趣旨

豊後高田昭和の町における新たな創業者の育成及び地域経済の発展に資するため整備している「豊後高田昭和の町創業支援施設」の入居者を募集するもの。

2 応募資格

(1) 入居申込時において次の要件を全て満たす者が対象となります。

- ① 豊後高田昭和の町のコンセプトに合致した事業、誘客促進及び交流促進に効果の高い商店街振興に資する事業を実施する個人または、企業、団体であること。
- ② 個人の場合は、豊後高田市に現に住所を有すること又は住所を移すことが確実である者。企業、団体等の場合は、原則として営業所等の登記を行うこと。
- ③ 週5日以上、開店できる者。（土日のいずれか1日は開店すること）
- ④ 令和3年12月までに創業ができる者。
- ⑤ 市町村税を滞納していない者。
- ⑥ 原則として、商工会議所、商店街及び自治会に加入し、地域の活動に積極的に参加、協力すること。

(2) 上記(1)に該当する者であっても、次に掲げるいずれかの事項に該当する者は対象となりません。

- ① 夜間の営業形態のみを取ろうとする者。
- ② インターネット等、通信技術手段のみを活用して営業活動を取ろうとする者。
- ③ 入居する世帯員（申込者を含む）及び企業、団体が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と密接な関係を有する者。
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和

33年法律第122号) に基づく届出を要する事業を営む者。

3 施設の概要

(1) 名称、住所、面積等

ア 名称：新町創業支援施設 A 棟

住所：豊後高田市新町966番地2、木造2階建（新築）

面積：店舗（1F：65㎡）、居宅（2F：71㎡）3LDK

主要用途：店舗（物販）併用住宅

イ 名称：新町創業支援施設 B - 1 棟

住所：豊後高田市新町966番地2、木造2階建（新築）

面積：店舗（1F：75㎡）、居宅（2F：63㎡）2LDK

主要用途：店舗（物販）併用長屋

ウ 名称：新町創業支援施設 B - 2 棟

住所：豊後高田市新町966番地2、木造2階建（新築）

面積：店舗（1F：62㎡）、居宅（2F：61㎡）2LDK

主要用途：店舗（物販）併用長屋

エ 名称：新町創業支援施設 C - 1 棟

住所：豊後高田市新町966番地3、木造2階建（新築）

面積：店舗（1F：62㎡）、居宅（2F：65㎡）2LDK

主要用途：店舗（物販）併用長屋

オ 名称：新町創業支援施設 C - 2 棟

住所：豊後高田市新町966番地3、木造2階建（新築）

面積：店舗（1F：67㎡）、居宅（2F：72㎡）3LDK

主要用途：店舗（物販）併用長屋

カ 名称：中央通創業支援施設（旧安東薬局）

住所：豊後高田市中央通695番地、木造2階建（改修）

面積：店舗（1F：108㎡、2F：114㎡）

主要用途：店舗（物販）併用住宅

(2) 貸付料等 8万円から10万円程度の予定

敷金は貸付料の3カ月分

(3) 貸付期間 5年間

※更新も可。ただし経営状況等で再審査を行います。

(4) 完成時期 アからオは令和3年1月末予定

カは令和3年2月末予定

※工事の進捗状況により完成時期が遅れることがあります。

(5) 注意事項

① 使用用途に応じた必要な手続き（用途変更申請等）及び改修は入居者において行ってください。

② ア、イ、オ、カは飲食想定、ウ、エは物販想定 of 建物になっていますが、業種を指定するものではありません。想定している業種の建物に別業種の申し込みを行っても構いません。

※飲食想定 of 建物（ア、イ、オ）は給排水等の配管を布設するためのスペースを確保しています。

③ 店舗部分には設備等は設置していません。また、壁はボード仕上げ、床はコンクリート仕上げになっています。入居者において、必要な整備を行ってください。

④ 住居部分については、居住に必要なバス、トイレ、キッチンなど必要最小限度の設備を整備しています。

⑤ 店舗・住居部分には、空調・照明は設置していません（一部設置している部分もあります）。入居者で設置してください。
※照明の引っ掛けシーリングは設置しています。

⑥ 給排水については、店舗内までは布設してしますので、入居者において繋ぎ込みを行ってください。

⑦ アからオ of 施設の駐車場について

- ・店舗前のスペースには入居者の駐車場はありません。近くの有料駐車場などを借りてください。
- ・店舗来客用等の駐車場を7台程度整備する予定です。近隣に「昭和の町駐車場」があり、40分までは無料で利用できます。不足する場合は近くの有料駐車場などを借りてください。また、近隣の商店でお買い物をする方も駐車します。
（アからオ of 店舗の来客者専用駐車場ではありません）

⑧ アからオ of 施設の店舗のトイレについて

- ・店舗内にトイレを設置できるように給排水を準備しています。設置する場合は、入居者において、設置及び繋ぎ込みを

行ってください。

- ・新町創業支援施設に設置している公衆トイレを店舗用として使用しても構いません。

⑨ カの施設の駐車場

- ・敷地内に駐車スペースはあります。店舗来客用又は入居者のどちらで使用しても構いません。ただし、駐車場が不足する場合は、入居者において、近くの有料駐車場などを借りてください。

⑩ カの施設の公共トイレ

- ・1階に設置している公共トイレは店舗用として使用しても構いません。
- ・公共トイレの管理（毎日の清掃等）は入居者に行ってもらいます。
- ・公共トイレの電気代及び上下水道代、消耗品代は市が負担します。ただし、入居者において、毎月月末に電気の子メーターを検針し、市に報告をしてください。

4 申込について

(1) 募集期間 令和2年11月13日(金)～令和2年12月25日(金)

(2) 提出書類

- ① 豊後高田昭和の町創業支援施設入居申込書
- ② 入居する世帯全員の住民票【市外の申込者のみ】
※企業、団体の場合は利用予定者の名簿等
- ③ 市税の滞納がない証明書【市外の申込者のみ】
- ④ 同意書【市内の申込者のみ】
- ⑤ 誓約書
- ⑥ 事業計画書
- ⑦ 創業計画書
- ⑧ その他事業に関する書類

(3) 提出方法

提出部数は1部とし、持参又は郵送で提出すること。(必着)
持参以外の場合は必ず着信を確認すること。

- (4) 提出期限 令和2年12月25日(金)17時00分必着
(提出先) 豊後高田市商工観光課商業係
〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3

(5) その他

- ① 新町創業支援施設(ア～オ)については、第2希望まで申し込みができます。
- ② 新町創業支援施設(ア～オ)と中央通創業支援施設(カ)を重複して申し込むことはできません。
- ③ 事業計画書や創業計画書の作成にあたっては、支援機関の豊後高田商工会議所から作成支援を受けてください。

5 施設見学会

(1) 提出方法

参加される方は、「見学会参加申込書」をFAXまたはメールにより提出してください。

なお、工事途中ですので見学できない部分もありますので、予めご了承ください。

- (2) 日時 令和2年12月4日(金) 13時00分～
※12月2日(水)までに事前申込が必要です。

- (3) 集合場所 新町創業支援施設(豊後高田市新町966番地2)

- (4) 行程 新町創業支援施設を見学後、中央通創業支援施設に移動します。

- (5) その他 ヘルメットは市で準備します。
マスクの着用をお願いします。
お車で来られる方は、昭和の町駐車場に駐車し、現地までお越しくください。

6 質疑について

(1) 提出方法

募集要項等に関する質疑については、FAXまたはメールにより提出してください。

- (2) 提出期限 令和2年12月14日(月)17時00分まで

(3) 提出先 豊後高田市商工観光課商業係
F A X : 0978-22-0955
M a i l : kanko@city.bungotakada.lg.jp

(4) 回答方法

令和2年12月18日(金)までに豊後高田市ホームページにて回答します。

7 審査方法及び選考基準等

(1) 審査方法

第一次審査 書類による審査及びヒアリング

第二次審査 市及び関係団体(支援機関、金融機関及び商店街代表等)による審査会

(2) 第二次審査

第一次審査通過者は、創業計画等の内容を審査会にプレゼンテーションをしていただき、質問等に答えていただきます。同審査会の審査結果に基づき、入居者を選考します。

【プレゼンテーション】

日時 令和3年1月14日(木) 予定

方法 各申込者は10分程度の時間で説明し、その後、質問等に答えていただきます。

【その他】

プレゼンテーションは、事業計画書や創業計画書のほか、独自に作成した資料等を用いても構いません。(創作物、パソコン等使用可)

(3) 審査基準(合計100点)

審査については、以下の視点から行いますので、事業計画書及び創業計画書により事業の提案を行ってください。

① 事業の内容 20点

- ・昭和の町のコンセプトに適している。
- ・昭和の町の振興に寄与する内容になっている。

② 事業の実現可能性 20点

- ・創業する動機や目的が明確で強い意志が感じられる。

- ・ 創業する事業についての知識や技術、ノウハウがある。
 - ③ 事業の継続性 20点
 - ・ 安定的で持続可能な経営が見込まれる。
 - ・ 資金面や売上高・収益の面において、採算性や計画性が見受けられる。
 - ④ 事業の発展性 20点
 - ・ 新たな雇用創出や誘客促進が見込まれる。
 - ・ 経営者として素質が見込まれる。
 - ⑤ 地域への波及効果 20点
 - ・ 商店街の振興に寄与できる内容になっている。
 - ・ 地域活動に対して積極的な姿勢が見込まれる。
- (4) 選考方法
- ① 審査員がそれぞれ採点した得点の平均を申込者の得点とし、平均点の高い申込者を選考します。
 - ② 新町創業支援施設（ア～オ）については、1つの施設に第1希望者と第2希望者があった場合でも、希望する順番を優先するのではなく、平均点の高い申込者を選考します。
 - ③ 審査員の平均点が60点に達しない申込者は選考しません。
- (5) 決定通知
- 審査後、入居決定者には「入居決定通知書」を、入居できなかった方には選考結果を送付します。

8 創業支援制度（令和2年12月補正の成立が前提）

市では、若者や移住希望者が新たに起業する際に必要な費用や昭和の町のコンセプトに沿った看板設置の費用を補助し、開業のスタートを支援しています。下記に概要を記載していますので、補助要件等の詳細についてはお問い合わせください。

(1) 補助制度

- ① 起業チャレンジ若者支援事業補助金
 - 対象者 豊後高田市内の45歳以下の方
 - 補助率 補助対象経費の1/2（上限：50万円）
- ② 起業チャレンジウェルカム支援事業補助金

対象者 豊後高田市に移住した方・移住予定の方

補助率 補助対象経費の 1/2 (上限：75 万円)

③ 昭和の町並み魅力持続化事業補助金

対象者 昭和の町のコンセプトに沿って、店舗の看板設置
を行う方

補助率 補助対象経費の 1/2 (上限：50 万円)

※③の補助金は、①または②の補助金を重複することが
できません。

(2) 注意事項

上記補助制度については、令和3年3月31日までに事業を
完了する必要があります。

事業の完了が令和3年4月以降になる場合は、令和3年4月
以降に補助金申請をする必要があります。詳細はお問い合わせ
ください。

9 その他

(1) 図面については、建設中にドアの形状や位置などが変わっ
ている部分があります。(間取りや広さは変わっていません)

(2) 今回の募集は令和2年12月議会において、豊後高田市昭
和の町創業支援施設条例及び同施行規則の議決を前提に準備
行為として行うものです。今後、内容等が変更になることも
ありますので、予めご了承ください。

【参考】

「豊後高田昭和の町」の4つのコンセプト

① 昭和の建築再生

街並み景観づくり (例：パラペットを外し、アルミ建具を木製に復
元、看板を木製やブリキ製に復元)

② 昭和の歴史再生

店に残るお宝を一店一宝として展示し、町や店の物語づくり

③ 昭和の商品再生

店自慢の昭和商品を一店一品として販売

④ 昭和の商人再生

お客さんとのふれあい、おもてなしの心づくり